

令和7年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日(月) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1

3. 出席委員 11名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
上村博文 境 良一 芥川清二 鎌賀和夫
太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 1名

芥川高一

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 太田委員 加悦高委員

6. 議 事

(1) 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

(2) 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

事務局 只今より令和7年第11回農業委員会総会を開催いたします。本日は、芥川高一委員ご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 今日は、先日のイチジクハウス設置では大変お疲れ様でした。また、6日から7日にかけての阿蘇郡市農業委員会視察でも各地区からご協力頂きましてお礼申し上げます。一日目は意見交換、二日目はデコポンハウスの視察と皆様大変喜んでいらっしゃいました。13日から14日にかけては、天草市14市の都市協議会が開催されます。今から年末、年はじめにかけて行事が多くなってきます。ご自愛されます様お願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について、確認委員の松下委員より説明をお願いします。

松下委員 確認しましたが、記載事項のとおりで特に問題ありませんでした。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 2 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 40 年、農機具を所有し、主たる作物は水稻、イチゴになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。なお、経営移譲年金受給のため、親子間の貸借権の再設定となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。以上、議案第 42 号について 1 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号 1 番についての確認委員の那須委員より説明をお

願います。

那須委員 記載事項のとおりでした。特に問題無いと思われます。ご審議よろしく願います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明を願います。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は甲佐町のアパートに居住する個人です。現在の居住では手狭になったため、生活拠点である宇土市内でのマイホーム建設を考えていたところ、申請地は、通勤・通学・買い物等に便利で、子育てや将来の生活設計に適した環境であることから、居住地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について、確認委員の松下委員より説明を願います。

松下委員 特に問題ありません。ご審議よろしく願います。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明を願います。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 6 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は新開町で建設業を営む法人で、今年 11 月頃に申請地南側の雑種地に本社を移転する計画があり、これまで宇土市内 3 か所と熊本市南区に分散させていた駐車場や資材置場を本社近くに集約させたいと考えていたところ、申請地は本社移設予定地に隣接しており、十分な広さがあること、国道から近く利便性がよいことなどから、資材置場に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10

月 8 日に農振除外の手続きが完了しており、緑川駅からおおむね 500m 以内にあるため第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、申請番号 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は荒尾市で海苔養殖資材販売業を営む法人で、資材配送の中継地として資材置場とする場所を探していたところ、申請地は、大きな道路に面しており、大型車からの荷下ろしもスムーズにできることなどから、資材置場に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、申請番号 3 番について承認します。以上、議案第 4 3 号について 3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございましたら。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 速やかな議事進行有難うございました。これをもちまして令和 7 年第 1

1回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 太田 桂子

議事録署名人 加悦 雅浩